

令和6年度電気自動車導入費補助金 申請の手引き

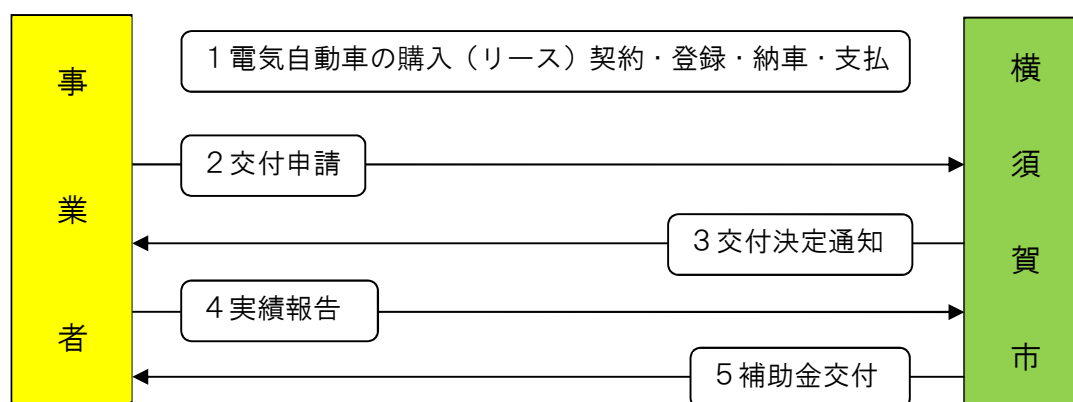
1. 交付申請手続きに必要な書類

No.	項目
1	電気自動車導入費補助金等交付申請書 ※リース契約の場合の注意点（令和6年度より変更） リース契約では、車両の使用者が申請を行い、車両の使用者に対して補助金を交付することします。 （令和5年度以前はリース事業者が申請を行い、リース契約の総額に対して補助金を交付していました。）
2	事業計画書
3	【法人の場合】 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の写し（申請日時点で、発行日から3か月以内のもの） ※同一年度内に既に提出済みで記載内容に変更がない場合は省略することができます。
4	【個人事業主の場合】 住民票の写し（申請日時点で、発行日から3か月以内のもの） ※同一年度内に既に提出済みで記載内容に変更がない場合は省略することができます。
5	【個人事業主の場合】 直近の確定申告書Bの写し又はそれに代わる証明（個人事業の開業届出書写し）
6	自動車検査証の写し ※電子車検証が交付されている場合は、購入車両の自動車検査証記録事項の写しも必要となります。
7	車両購入に係る注文書等（請求書・見積書）と領収書の写し （可搬型給電器を導入する場合はその見積書・請求書・領収書等の写し）（※リースの場合は領収証の写しは不要）
8	電気自動車の保管場所を示す位置図（任意様式）
9	【法人の場合】 暴力団排除に関する宣誓書兼同意書 ※個人事業者の場合は交付申請書欄に、生年月日・性別の記載をしていただくことで当該書類に代えます。

10	<p>【リースの場合】</p> <p>新たに購入する車両に係るリース契約書の写し</p> <p>※リース契約成立後の契約書であること。</p> <p>※リース期間、リース料金、車両（登録番号、車台番号等）が記載されていること。</p> <p>※リース契約期間は、処分制限期間以上（車両は4年、外部給電器は3年以上）であること。</p> <p>※メーカーオプションで可搬型給電機能を装着した場合は、書類にその旨の記載があること。</p>
----	---

2. 事務の流れ

※事後（自動車検査証の交付後）に補助交付申請を行う必要があります。



* 横須賀市暴力団排除条例に基づき、神奈川県警察本部への照会が必要となるため、交付決定まで時間を要する場合があります。

* 可搬型給電器を導入する場合は、交付申請の際にその旨申告の上、必要書類等を併せて提出してください。

3. 書類提出先

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地
 横須賀市経営企画部都市戦略課
 TEL : 046-822-8524 FAX : 046-822-9285
 MAIL : zc-zc@city.yokosuka.kanagawa.jp
 (必ず書類提出前に上記連絡先へご相談ください)